

令和7年度「スマート農業データ活用指導者育成セミナー」業務委託
企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

県では、スマート農業の将来像や推進方針を示したスマート農業推進方針を策定しており、スマート農業の導入・普及を促進するため、農業者の理解促進やデータを活用し指導する人材育成、新技術開発の支援など現地への実装化を進める取組を展開している。

そのような中、スマート農業技術を効率的に活用するためには、スマート農業機器等から得られるデータを活用し、データに基づく栽培管理に取り組む農業者を支援する普及指導員や営農指導員等の知識・技術力の向上が欠かせない。

このようなことから、スマート農業機器等から得られるデータを活用し指導する人材育成を目的とした「スマート農業データ活用指導者育成セミナー」を計画した。

については、本研修に係る優れた提案を広く募集し、総合的な選考を行うことにより、業務実施者を選定する。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度「スマート農業データ活用指導者育成セミナー」委託業務
- (2) 業務内容 令和7年度「スマート農業データ活用指導者育成セミナー」の運営・実施
- (3) 提案仕様 令和7年度「スマート農業データ活用指導者育成セミナー」業務委託提案仕様書のとおり
- (4) 予算額 800 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 企画提案競技に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出書類
 - ア 応募書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）
 - ウ 誓約書及び役員等名簿（様式3）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等

(2) 提出方法及び提出部数

持参又は郵送 1部 (※様式2は電子メールも送付)

(3) 提出期限 令和7年10月31日(金) 午後5時15分必着

(4) 提出先

鹿児島県農政部経営技術課普及企画係 重久, 下新原

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-3150

ファックス番号 099-286-5593

電子メールアドレス fukyu@pref.kagoshima.lg.jp

5 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書(様式4)を提出し、回答を受けることができる。

(1) 提出場所 経営技術課普及企画係

(2) 提出方法 電子メールによる

(3) 提出期限 令和7年10月24日(金) 午後5時15分必着

(4) 回 答

質問に対する回答は、提案書を提出した者全てに電子メール等により回答する。

その回答は、本実施要領、企画提案仕様書の追加または修正とみなす。

6 審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が8の(1)の見積額が予算額以内の提案を審査する。

審査は、事前に書類審査を行い、企画審査委員会で協議の上、順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を特定する。

審査基準については別途定める。

なお、提出書類について質疑がある場合は、個別に連絡する。

7 審査結果

審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

8 留意事項

(1) 契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画提案の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

- ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ウ 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- エ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲内において複製を作成するものとする。
- オ 本業務の実施にあたっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。